

第4回 武蔵野市バリアフリー基本構想 改定委員会 議事要旨

日 時 令和3年9月28日（火曜日）午後3時30分～午後5時00分

場 所 武蔵野市役所 西棟8階 813会議室

出席委員 佐藤委員、稻垣委員、井原委員、植村委員、木川委員、大田委員、
荻野委員、勝又障害福祉課長（山田委員代理）

欠席委員 花俣委員

事務局 まちづくり推進課 中迫課長、水井主査、松川主任、尾身主任

委託業者 八千代エンジニヤリング(株) 別府氏、高森氏

傍聴者 0名

発言者	発言内容
委員長	<p>1 開会</p> <p>残念ながら無観客となりましたが、東京2020大会に向けて関係者が様々な努力をしてきました。努力を終わらせず継続するために、今回の基本構想改定や事業の実践があると思っています。本基本構想は東京2020大会直後の改定となるため、注目されると思いますので、ご意見をいただきながら今後に向けて良いものを作りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>(配付資料の確認)</p>
委員長	<p>2 前回委員会以降の振り返り (事務局より資料1、2の説明)</p> <p>主にパブリックコメントの実施に関する今後のスケジュールと、前回の改定委員会でのご意見への対応方針について説明いただきました。ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
事務局 委員長 副委員長	<p>3 バリアフリー基本構想（案）について (事務局より資料3、基本構想（案）、参考資料の説明)</p> <p>まずは骨格的な考え方についてご意見をいただきたいと思います。細かい表現については後程伺います。いかがでしょうか。</p> <p>基本構想（案）9ページでは、旧基本構想での課題と改定の論点として、理念・目標の再設定とあります。東京2020大会を契機に国が法令やガイドラインを抜本的に見直してきたことを受けて対応を求められているところです。武蔵野市の概</p>

	況は記載されているものの、国全体の考え方の転換に関する記述が足りないような気がします。障害の社会モデルの理解の必要性の高まりやユニバーサルデザイン2020行動計画が作成されることとなった背景には、国連の障害者権利条約への批准がありました。障害者差別解消法で差別の解消や合理的配慮といった考え方が明記されたことで条約に批准でき、これを踏まえてバリアフリー法も改正を2回行い、各地の取組みに影響を与えています。武蔵野市でこのような経緯を考えずに作っているわけではないことはもちろん理解していますが、背景となる国全体の流れに関する記述を加えるとよいのではないかと思います。武蔵野市の概況の前に記載できるとよいのではないかでしょうか。
事務局	4ページにバリアフリー法改正の枠組みをまとめて記載していますが、背景も含めて記載したいと思います。
副委員長	なぜバリアフリーの取組みが必要なのか、合理的配慮とは何か、といった根本的なことが記載されると基本構想としての使い勝手も高まると思います。
委員長	当事者参加の仕組みづくりを検討していくという説明がありました。これからは、当事者参加により検討することの要望がより多く挙がってくる時代になります。関係部署と連携してそのような取組みを進めていくにあたって、現時点の考えがあれば教えてください。
事務局	39ページをご覧ください。新築と改修で分けて考えています。新築では移動等円滑化基準に適合したバリアフリー化が実施されますが、バリアフリー化の義務がない改修について、当事者意見を聴く機会を設けることを検討する旨を記載しています。これまでも、道路や公園などでは取組みがありましたが、建築は公共施設の設計・施行と管理が別の所管という状況があります。設計・施工をする所管でも改修にあたって当事者意見を聴く機会を設けることができないか議論を進めているところです。
委員長	単発の取組みではなく仕組みとして作ることで継続性が生まれると思いますので、ぜひ検討、実践をお願いします。
副委員長	72ページに記載されている新しい技術や課題に対する取組みでは、現在の風潮について分かりやすく触れられていると思いました。気になった点として、(1)で技術革新、(2)で新型コロナウイルス感染症について記載していますが、(2)の最後の2段落は新技術に関する課題に見えるので、(1)の後ろにもつていった方がよいのではないかと思います。SDGsの理念も踏まえ、だれ一人取り残さないという視点は(1)の課題です。(2)ではICTを使ったコミュニケーション上の課題を追記するとよいと思いました。
事務局	ご指摘の通り、(2)については、コロナ禍であっても声掛けのような人本位の取組みが重要と認識しています。ICTを活用した対応も含めて書き分けて記載方法を検討したいと思います。

委員	<p>これまでの議論が一冊にまとめられたものを読んで、改めて論点は相互に関連し、網の目のようになっていると実感しました。私の仕事は支援が必要な人に対して、自分らしく生活するために必要な力を付けていくことが目的ですが、この目的を達成するためにバリアフリーは大きなポイントで、役に立つものであると感じています。委員長が指摘した市民参加の記載や、様々な人を対象とした表現からは、市民一人ひとりがこの取組みの対象であることが感じられます。</p>
	<p>参考資料1ではマスクができない障害特性の人が外出を制限されているという指摘があったように、コロナ禍で新たな気づきが生まれてきています。当事者の人になかなか伝わらない状況には、もっと伝えていければと思います。ICTを使いこなせないことの課題はワクチン接種の予約などでも明らかになっており、予約ができない人を支援することもありました。これまで目の行き届かなかった人たちにも新たな気づきが生まれてきており、市民一人ひとりに関係していることとして、バリアフリーの課題に目を向けてほしいという思いが盛り込まれるとよいと思いました。</p>
委員	<p>この会議に参加しながら生活している中で、子ども連れのトイレの不便について考えていました。ベビーチェアがなかつたり、子ども連れでは荷物が多いので、トイレ内に荷物を置く場所がなかつたり、狭くて置きにくいという状況があると感じています。</p>
委員	<p>新型コロナウイルス感染症に関して、子どもや赤ちゃんもマスクができない人です。育児相談をしたい場合に、相談場所自体はディスタンスを取っていても、公共の乗り物に乗れないことから子どもを連れて行けないという状況があり、有料のクリニックに行って相談することが増えているようです。もっと行きやすいところに相談できる場所が散在しているとよいと感じます。赤ちゃんの人見知りも増えており、相談のニーズは高まっています。子育てをしている人の負担が減ると良いと思っています。</p>
委員	<p>副委員長から指摘があった基本構想改定に至るまでの背景の充実は重要な点であり、本質に立ち戻るためにも記載する必要があります。今後はこの基本構想に基づいて各事業者が高い志を持って進めていくことが重要です。事業を進める中でも心のバリアフリーの考え方などを踏まえ、それぞれが高い理念に基づき取組みがされるよう、社会への働きかけができるような内容になるとよいと思っています。</p>
委員	<p>当事者参加の仕組みづくりにも当事者の意見が必要だと思います。まずはこの基本構想を障害のある方に伝えていくことが重要です。新型コロナウイルス感染症に関しては、高齢者、障害のある方、小さなお子さんのいる方など、支援の多様性がクローズアップされたと感じています。情報が伝わらなくて困る人もいま</p>

	すし、さまざまな理由によりマスクができないことを理解してほしいという意見もあります。多様性の理解が求められる中、基本構想が改定されることは重要であると思います。
委員長	後半に特定事業等一覧がありますが、これは関係者との協議を行って了承を得たものが記載されているのか、それとも今後協議、変更があるものなのか教えてください。
事務局	特定事業一覧については、各事業者と調整した内容として確認をいただいているものです。パブリックコメント段階で改めて事業者にも示したいと思います。
委員長	調整にあたって、旧基本構想時点から実施できずに削除した事業などはあるのでしょうか。
事務局	一部削除した内容もあります。交通バリアフリー基本構想から始まり、今回は3回目の事業設定となります。これまで道路管理者等は20年間にわたりバリアフリー化を進めてきている中で、ハード整備としての改善の余地は減ってきており、全般的にソフト対策の設定が増えてきている傾向はあります。旧基本構想で定めた特定事業の90%近くは着手しており、これまでの成果については参考資料に代表的なものを示しました。今後取組みの中心となってくる心のバリアフリー等は写真で残せるものではなく、10年後にまたこのような形で示せるかはわかりませんが、引き続き各事業者に尽力いただけるものと思っています。
副委員長	30ページに都市公園の方針がありますが、公園の使い方が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で変化していると思います。都心への移動が減少する中で、憩いの場の過ごし方、余暇活動の変容があり、障害のある方や子ども連れの新たなニーズが出てきていることを受けて、実態把握や課題の抽出、改善方策が示されるよといいました。
	33ページでは、「なお、外見上わかりづらい…」という部分で知的障害のある人の記載が抜け落ちているので追加いただけないとよいと思います。ちなみに、29ページはどのような写真を挿入予定でしょうか。
事務局	市では法定外の路面表示として交差点部への破線の表示などをしてきている経緯があります。既存の整備内容の写真を入れたいと考えています。
副委員長	わかりました。「標示」は法定標示の書き方なので、「表示」という記載にするとよいと思います。
委員長	副委員長より、バリアフリー法の背景について説明する必要について指摘がありましたが、73ページにそのような内容が記載されていますので、この部分を前段で示すとよいのではないかと思いました。
委員	15ページの「四つの原則」はわかりやすくなじみやすい論点だと思います。これから進め方が端的に示されており、注目できるように示していただけるとよいと思います。

事務局	市としても四つの原則は重要であると認識しています。概要版を作成し、目立つ工夫をしていきたいと思います。
委員長	概要版もパブリックコメントと同時に配付されるという説明があったと思いますので、よろしくお願ひ致します。
	4 その他
事務局	本日もさまざまご意見をいただき、ありがとうございました。 本日発言できなかつたご意見につきましては、10月8日までにご提出をお願いします。今後、意見を踏まえた文言の修正を加えパブリックコメントに向けた案としていきます。パブリックコメントに先立ち議会報告を予定しています。パブリックコメントに向けた案の修正については委員長一任で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員長	委員長一任で進めてよいかという提案がありましたら、ご意見はありますでしょうか。
委員	これまでの会議でのご意見を踏まえても、委員長にお任せしてまとめていただくようお願いしたいと思います。
委員長	それでは、責任をもってそのようにさせていただきます。 これをもちまして、武藏野市バリアフリー基本構想改定に係る第4回改定委員会を閉会いたします。
	以上